北海道がん診療連携協議会専門部会運営要領

（目的及び設置）

第１条　北海道がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）会則第６条第２項の規定に基づき、北海道がん診療連携協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（組織）

第２条　専門部会は、次に掲げる者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

（１）協議会委員である各病院の代表者の推薦した者

（２）その他協議会会長が必要と認めた者

（専門部会長）

第３条　各専門部会に部会長を置く。各専門部会長は、協議会会長が推薦し、協議会で承認する。

２　各専門部会長は、専門部会の任務を掌理する。

３　各専門部会長に事故があるときは、専門部会長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

（会議・報告）

第４条　専門部会は、必要に応じ専門部会長が部会員を招集し会議を開催する。

２　専門部会長は、専門部会の開催後速やかにその結果を協議会会長に報告するものとする。

（専門部会）

第５条　専門部会の名称、担当業務等は別表のとおりとする。

２　専門部会に、業務に応じ部会員からなるワーキングチームを置くことができる。

（事務）

第６条　専門部会の事務は、専門部会長施設が担当する。

２　会議資料の作成等事務作業については、他の部会員の施設も公平に分担し、専門部会長施設に負担が偏らないよう努めるものとする。

附則　この要領は、平成２１年　３月２３日から施行する。

附則　この要領は、平成２５年　６月２９日から施行する。

附則　この要領は、平成２６年　８月　２日から施行する。

附則　この要領は、平成２７年　７月２４日から施行する。

附則　この要領は、平成２８年　８月　５日から施行する。

附則　この要領は、令和　元年　７月１２日から施行する。

別表

専門部会名	部会長	業　務　内　容
相談・情報部会	北海道がんセンター副院長 永森　聡	・がん診療の連携協力体制 ・相談支援（セカンドオピニオン等）の提供体制 ・がん医療に関する情報交換
がん登録部会	北海道がんセンター副院長 髙橋　將人	・院内がん登録データの分析、評価等
診療支援部会	札幌医科大学附属病院　病院長 土橋　和文	・がん診療連携拠点病院への診療支援を行う医師の派遣に係る調整
地域連携クリティカルパス部会	旭川医科大学病院腫瘍センター長 鳥本　悦宏	・地域連携クリティカルパスの整備
研修部会	北海道大学病院腫瘍センター長 白土　博樹	・がん診療連携拠点病院が実施するがん医療に携わる医師、薬剤師、看護師等を対象とした研修に関する計画の作成等
緩和ケア部会	北海道がんセンター院長 加藤　秀則	・がん診療連携拠点病院の緩和ケア提供体制の質的な向上 ・北海道の緩和ケアに関する取り組みの支援
医療の質改善部会	北海道がんセンター院長 加藤　秀則	・医療の質にかかるＰＤＣＡサイクルの確保支援等
学校がん教育部会	北海道がんセンター院長 加藤　秀則	・学校がん教育の連携協力体制 ・学校がん教育外部講師の提供体制 ・学校がん教育に関する情報交換